

飯塚市監査委員告示第 8 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 7 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊  
飯塚市監査委員 吉 田 健 一

- 1 措置を講じた部署 市民協働部 健幸保健課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

## 定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

## 健幸保健課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 調定管理について</b></p> <p>地方自治法第231条では、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」、また、飯塚市会計規則第31条第1項では、「所属長は、歳入の調定をするときは（略）調定伝票により調定命令権者の決裁を受けなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、令和4年度各種がん検診個人負担金について、受診者から徴収した本負担金を市の歳入として収納しているが、調定伝票の作成がなされていなかった。</p> <p>（収納件数 R4年6月：4件 7月：2件 8月：1件）</p> <p>早急に調定伝票を作成し、調定命令権者の決裁を受けること。</p>	<p>ご指摘のとおり、すでに収納している分については、調定伝票を作成し、決裁を受けております。R5年度以降は、遺漏がないよう、収納後速やかに調定伝票を起票し、適切な事務処理に努めます。</p>